

山梨県北西部エリアにおける 電源接続案件募集プロセスの概要について

【説明会資料】

平成28年2月9日・10日
東京電力株式会社

本資料は、「山梨県北西部エリアにおける電源接続案件募集プロセス募集要領（東京電力株式会社 平成28年1月14日）」を抜粋・要約したものですので、詳細につきましては、元の文書をご参照ください。

I 当社からのご説明

1. 電源接続案件募集プロセス実施の背景
2. 募集対象となる送電容量対策工事
3. 電源接続案件募集プロセスの概要
4. 具体的な手続き
5. 工事費負担金について
6. 書類提出先・お問い合わせ
7. その他留意事項
8. よくある質問
(電源接続案件募集プロセスにおけるQA)

II 質疑・応答

1. 電源接続案件募集プロセス実施の背景

2

山梨県北西部エリアでは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入以降、再生可能エネルギー発電事業者さまからの連系希望が急増。

平成26年7月迄の受給契約受付分で、同エリアを供給する154kV甲信幹線の送電容量の上限に到達。

以降の連系については大規模な送電容量対策工事が必要となり、工事費負担金が高額となることから単独の事業者さまの費用負担を前提とした系統連系が困難な状況

こうした状況に対応するため、国などでも当該系統における系統連系の進め方に関する議論が行われ、以下が整備

- ・電力広域的運営推進機関により「電源接続案件募集プロセス」のルール化(H27/4)
- ・資源エネルギー庁より上位系統の費用負担に関するガイドラインの公表(H27/11)

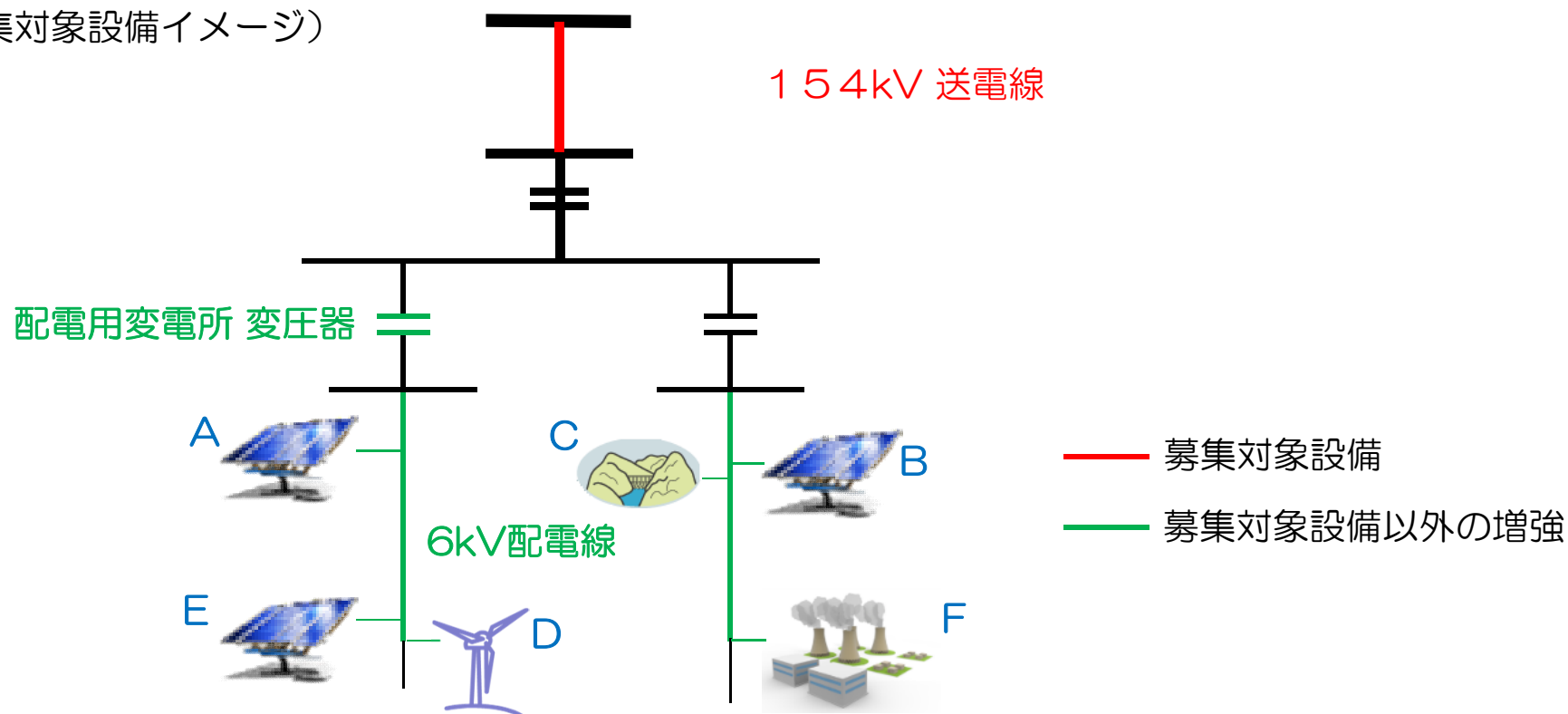
これらルールを踏まえ、募集プロセス開始に必要な当社における検討及び当社が作成した募集要領の電力広域的運営推進機関による確認が完了したため、募集要領を公表(平成28年1月14日)

平成28年1月25日より系統連系を希望される事業者さまより応募受付開始

■ 電源接続案件募集プロセスとは・・・

- 電力広域的運営推進機関の指針に基づき、複数の事業者さまの工事費負担金の共同負担によって系統増強を行う手続き。
- 電源接続案件募集プロセスは、当社の接続検討回答にて必要要件を満たす事業者さまからの申込みによって開始。

上位系統の設備増強
(募集対象設備イメージ)



■ 費用負担ガイドラインとは・・・

参考

4

- 「発電設備の設置に伴う電力システムの増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（平成27年11月6日、資源エネルギー庁）」の通称。
上位系統の送配電等設備の増強等の費用負担の考え方を規定。
- 従来、FIT電源連系に伴う上位系統の増強費用は「起因者(発電事業者)」の負担であったが、本ガイドラインは「発電事業者と一般電気事業者の双方の受益割合によって負担」することを規定。

＜費用負担の考え方＞

1. 特定負担額・一般負担額の算出

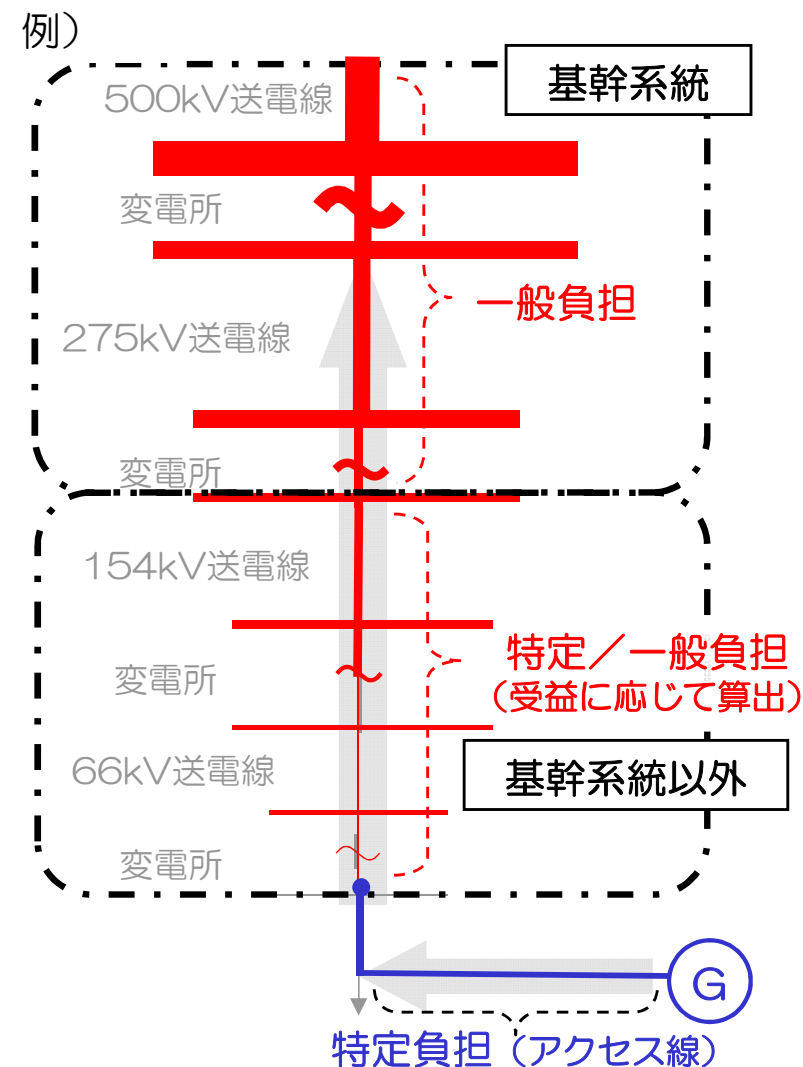
- (1) **基幹系統**については、原則として**一般負担**
- (2) **基幹系統以外**については以下の観点から**特定／一般負担額を算定**

- (a) 設備更新による受益
- (b) 設備のスリム化による受益
- (c) 供給信頼度等の向上による受益

2. 一般負担の限界

電力広域的運営推進機関が指定する基準額を超えた額については、特定負担

※ 適用範囲は、アクセス線（電源線）以外の電力系統設備の増強費用



■ 電力広域的運営推進機関（広域機関）とは・・・

平成27年4月1日に設立された認可法人。

電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大で平常時・緊急時の需給調整機能を強化することを目的に設立。

（電力託送供給などに係る業務の基本的なルールを定め、かつ各事業者の業務について指導・勧告も行う機関）

■ 一般負担および特定負担とは・・・

特定負担：工事費総額のうち発電事業者さまが負担する工事費。

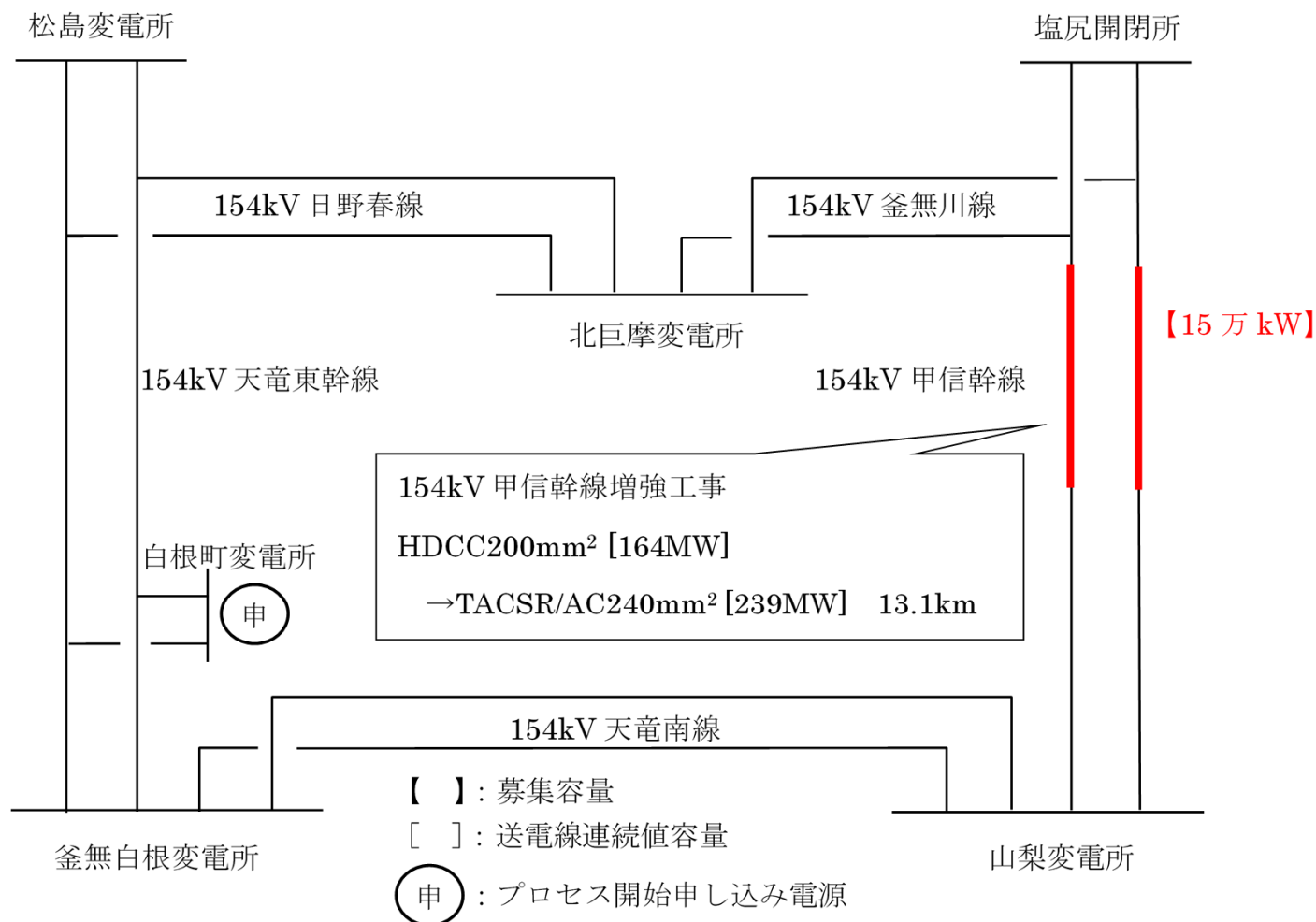
一般負担：特定負担以外で電力会社が負担する工事費。

（電力託送費を通じて広く電気をご使用のお客さまにご負担いただく費用。）

2. 募集対象となる送電容量対策工事

『154kV甲信幹線増強工事』

- 154kV甲信幹線の一部の送電線を、電力をより多く流せる耐熱電線に張替



[総工事費]

約400百万円(税抜き)

[完了時期]

平成30年度目途

[対策工事による連系可能量]

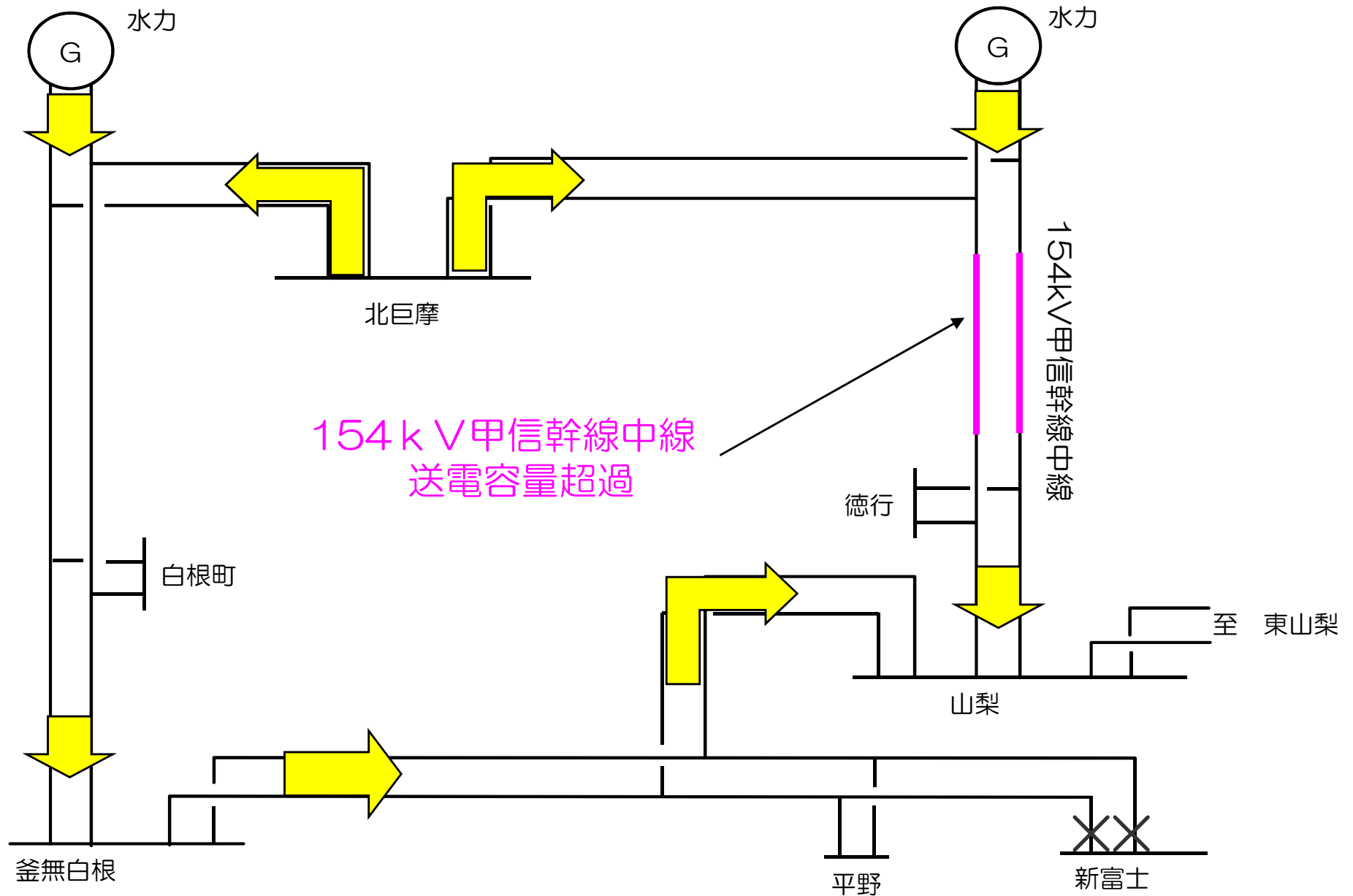
約15万kW

2. 募集対象となる送電容量対策工事

参考

7

【山梨県北西部エリア 対策前】

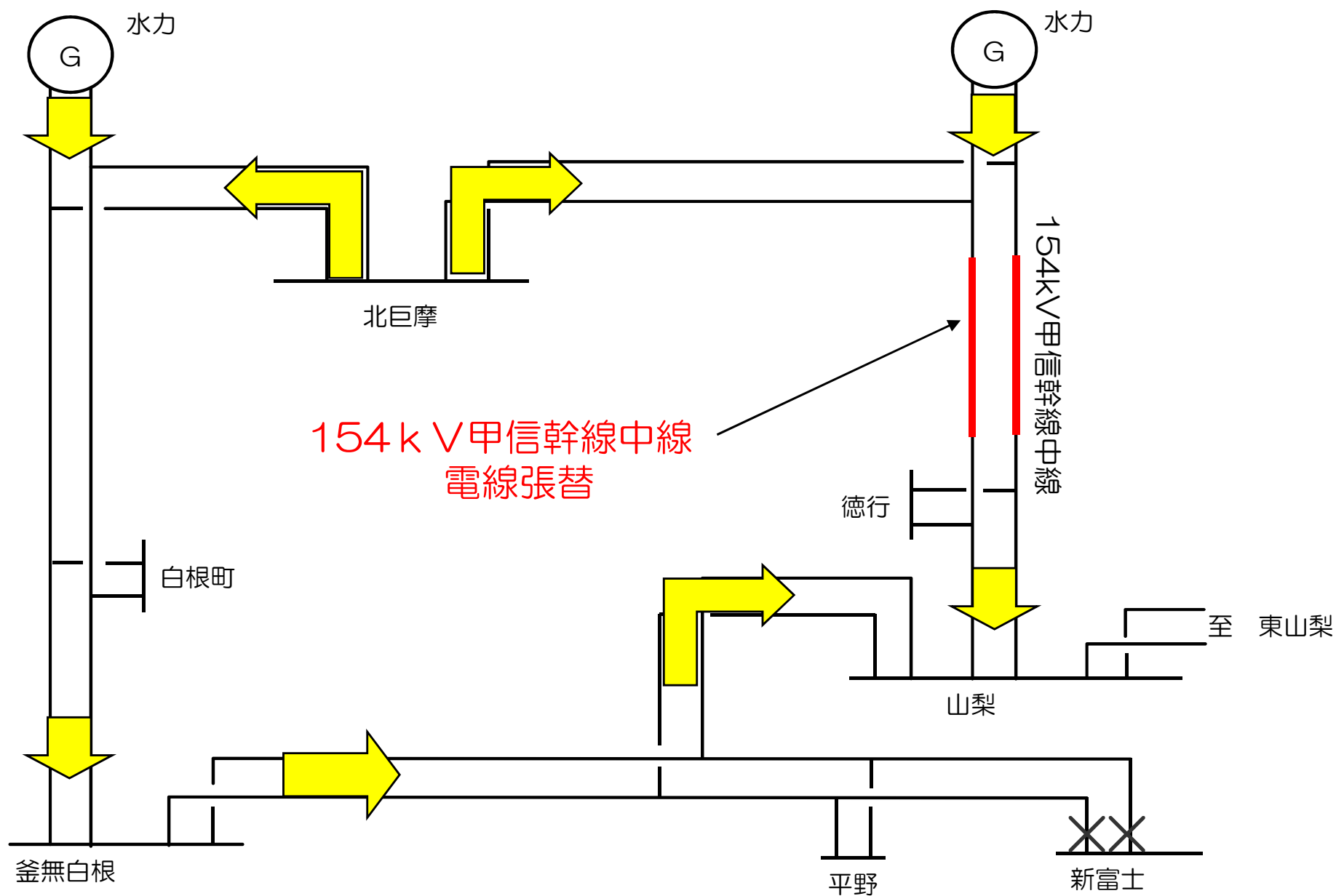


2. 募集対象となる送電容量対策工事

参考

8

【山梨県北西部エリア 対策後】



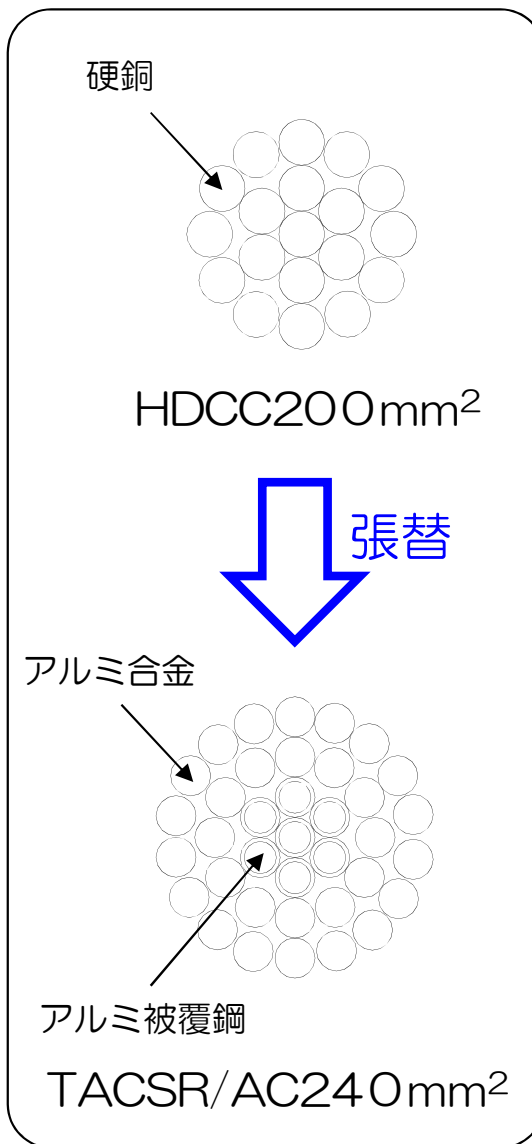
2. 募集対象となる送電容量対策工事

参考

9

電線張替・・・

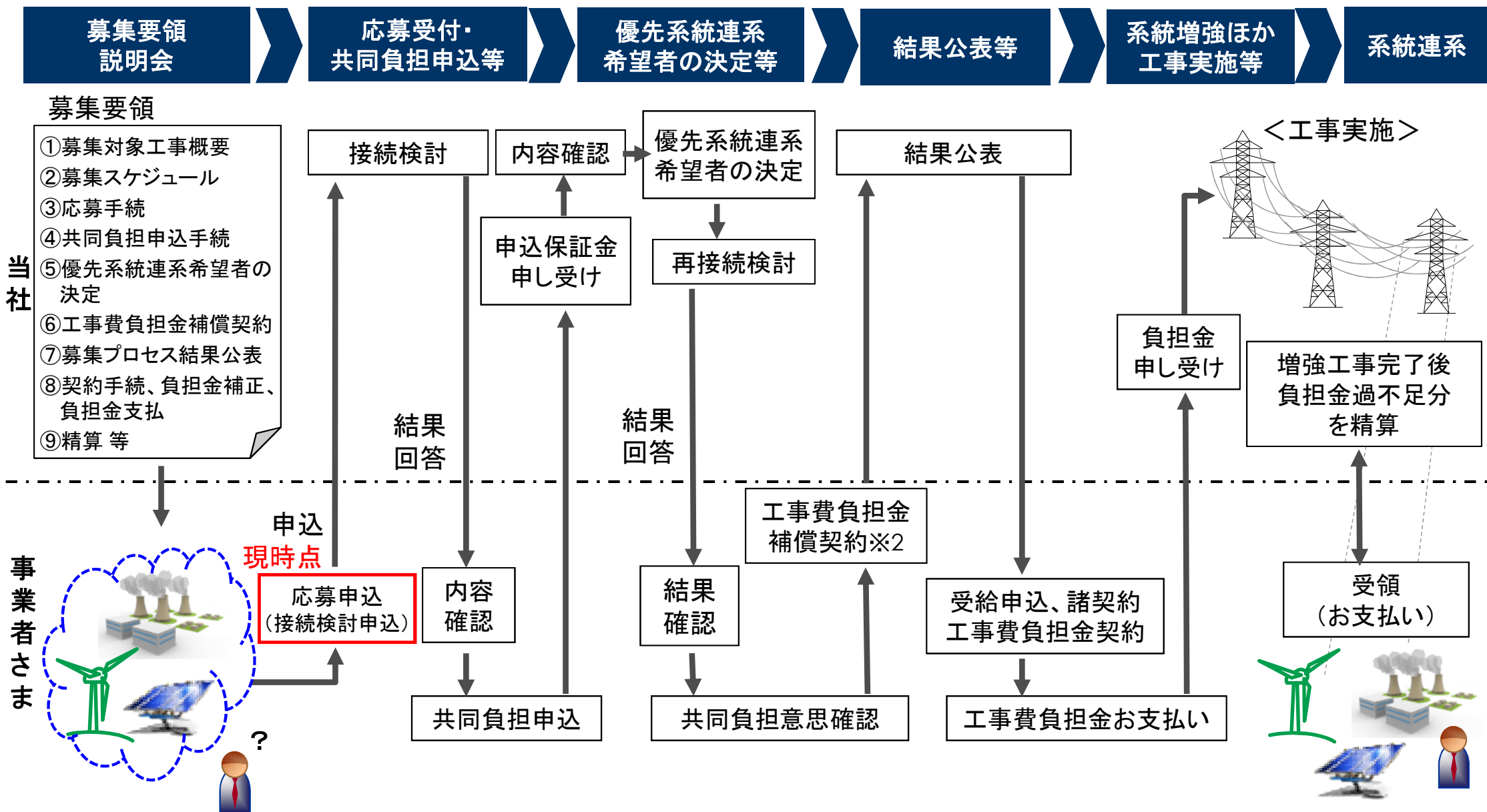
鉄塔建替完了後に、送電線を既設銅電線（HDCC200mm²）から耐熱電線（TACSR/AC240mm²）へ張り替えるものです。



3. 電源接続案件募集プロセスの概要

10

電源接続案件募集プロセス概要フロー



※ 優先系統連系希望者：募集容量範囲内の申込者のこと

電源接続案件募集プロセススケジュール

スケジュールについては、応募の状況等により変更となる可能性があります

平成28年1月14日	募集要領の公表
平成28年1月25日	応募の受付開始
平成28年2月9日,10日	説明会の開催
平成28年2月26日	応募の受付締切 応募書類の内容確認
平成28年3月4日頃	接続検討の開始
平成28年6月上旬頃	接続検討結果の回答 共同負担申込の受付開始
平成28年6月下旬頃 ～7月上旬頃	共同負担申込の受付締切 申込保証金の振込み期限 優先系統連系希望者の決定(必要により抽選) 再接続検討の開始
平成28年9月上旬頃	再接続検討結果の回答
平成28年9月中旬頃 ～10月下旬頃	再接続検討結果を踏まえた共同負担意思の確認 工事費負担金補償契約の締結 電源接続案件募集プロセスの完了、結果公表

① 募集対象

高圧または特別高圧の送電系統に連系する発電設備等の設置を希望される事業者さま

注) 平成25年度までに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に定める認定を受けた再生可能エネルギー発電設備で同一事業地における50kW以上の設備を、50kW未満の設備に分割したものを含みます。

② 募集対象工事費用

新費用負担ルールにおける特定負担

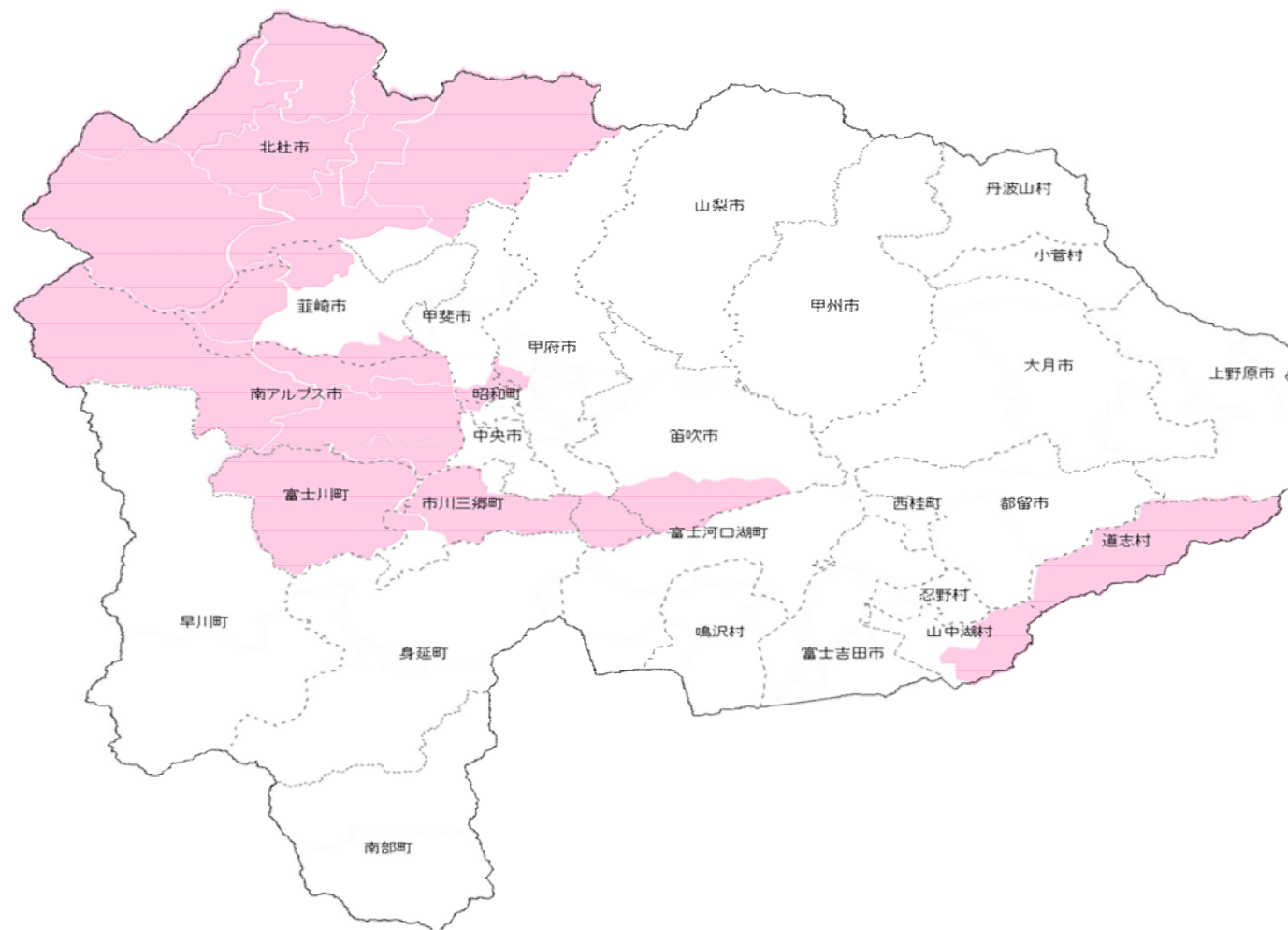
0 円

(総工事費との差額 400百万円[税抜き]は一般負担)

[参考] 旧費用負担ルールにおける特定負担 約400百万円 [税抜き]

③ 募集容量と募集エリア

- 募集容量 15万kW
- 募集対象エリア（一部が対象となる市町村群も含みます）
甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町、道志村、山中湖村



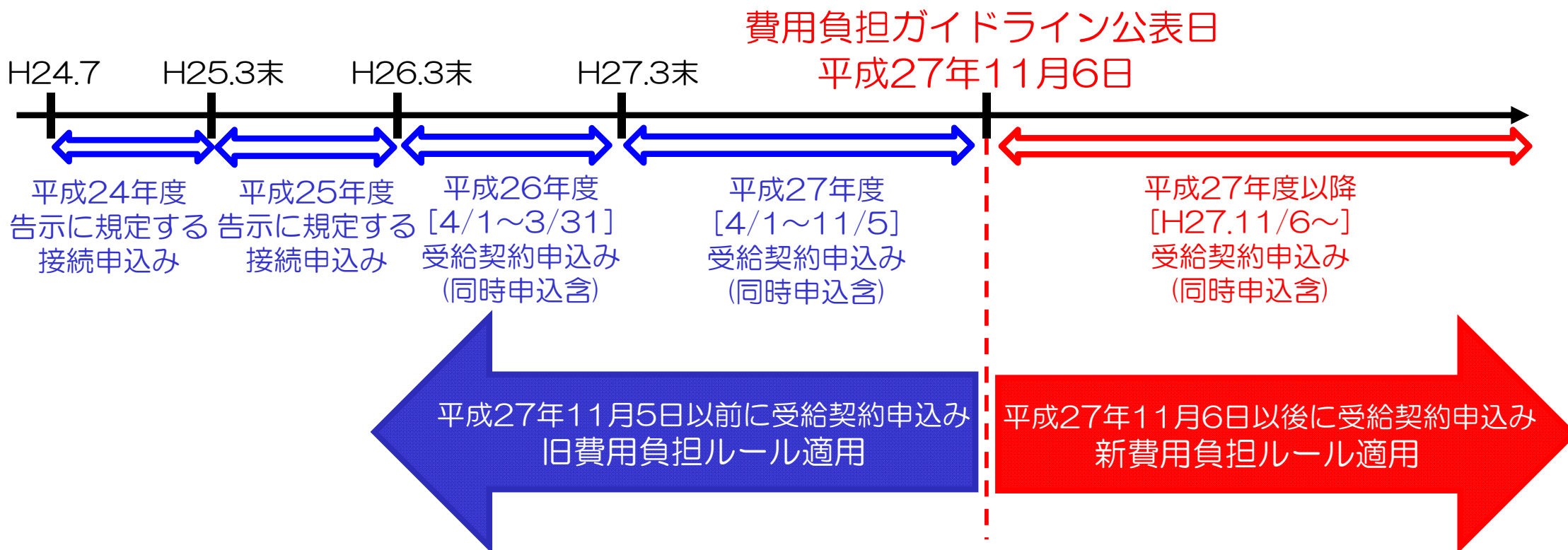
④ 新・旧費用負担ルールの適用について

(1) 新・旧費用負担ルール適用

「費用負担ガイドライン公表後の受給契約申込者」 ⇒ 新費用負担ルールを適用

「費用負担ガイドライン公表前の既受給契約申込者」 ⇒ 旧費用負担ルール適用の選択可 ※

※ ただし新費用負担ルール適用時は、既受給契約申込みを取り下げたことと見なし、新たに受給契約申込みを提出いただきます。



3. 電源接続案件募集プロセスの概要

参考

15

新・旧費用負担ルールと再エネ固定買取単価の扱い

費用負担ガイドラインの扱い

再エネ固定買取単価の扱い

新規
受給契約申込

(平成27年11月6日
以降に提出)

受給契約申込
提出済

(平成27年11月5日
以前に提出)

新費用負担
ガイドラインを
適用

旧費用負担
ガイドラインを
適用

以下を考慮して調達価格を決定

- ・国の発行する有効な設備認定通知書
- ・募集プロセス完了後、契約締結時期
(平成28年度目途)

○平成24年度～平成26年度
以下を考慮して調達価格を決定

- ・国の発行する有効な設備認定通知書
- ・提出済みの契約申込書
(平成24、平成25年度の告示含む)

○平成27年度(～平成27年11月5日)
以下を考慮して調達価格を決定

- ・国の発行する有効な設備認定通知書
- ・募集プロセス完了後、契約締結時期
(平成28年度目途)

応募者の希望に
より選択可能
(原則、共同負担申込時
に決定)

(2) 募集対象設備の負担金単価

○ 新費用負担ルール適用者

新費用負担ルールにおける特定負担額を募集容量で除した単価

[参考値： 0円/kW ※新費用負担ルールにおいて特定負担額0円のため]

○ 旧費用負担ルール適用者

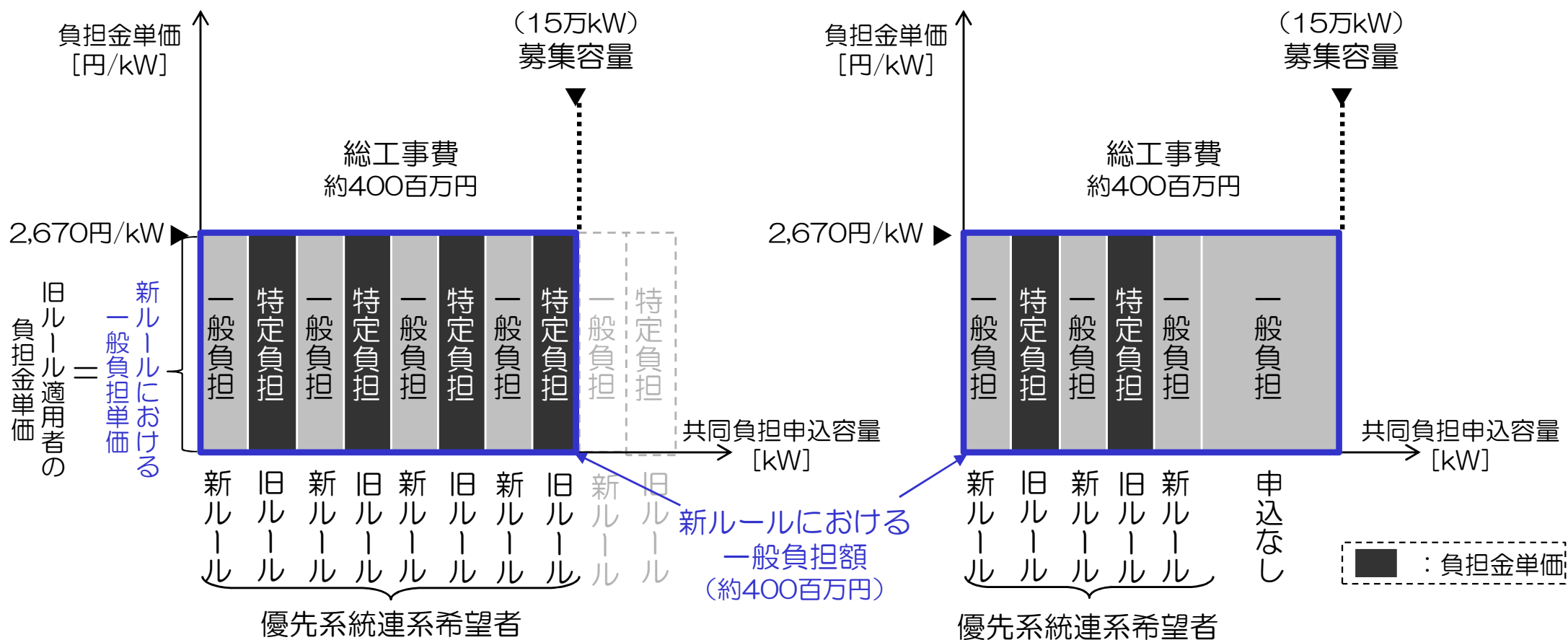
旧費用負担ルールにおける特定負担額を募集容量(増強規模)で除した単価
(旧費用負担ルール適用者負担金単価)

[参考値：2,670円/kW (税抜き)]

(3) 優先系統連系希望者の決定

- 共同負担申込容量が募集容量以内の場合、すべての申込者を優先系統連系希望者に決定
- 共同負担申込容量が募集容量を超過する場合、抽選により優先系統連系希望者を決定

【 募集容量 < 共同負担申込容量 の場合 】 【 募集容量 ≥ 共同負担申込容量 の場合 】
 （抽選により優先系統連系希望者を決定） （すべての申込者を優先系統連系希望者に決定）



4. 具体的な手続き

1. 応募申込み（平成28年1月25日～2月26日）

① 提出書類

- 『応募申込書(募集要領の様式1)』
- 『接続検討申込書』
- 『国が発行する設備認定通知書の写し』
(FIT電源に限る)

旧費用負担ルール適用希望者のみ

(a) 当社へ申込済みの契約申込書の写し
または

(b) F I T 法に係る告示に規定する接続申込書の写し

様式1

接続検討申込書

応募申込書

株式会社様式01 様式1

印

当社は、貴社が応募する「新エネルギー法における接続検討要件書（以下「要件書」という。）」に、平成27年1月25日付け募集要領を掲載する。予配のようお申し込みください。

印

1. 姓 名	
2. 役 職	
3. 最大受電電力	
4. 受電設備設置の土地は、 接続検討対象地か否か	
5. 連絡先 担当者名 住所 電話番号 FAX E-mail (上記が記載されている本欄の 欄外に記入)	

6. 旧費用負担ルールにおける
工事費負担金算定の希望
(希望される方は□に✓印を
記入してください)

7. 新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金
算定を希望

（※1）旧費用負担ルールは、新エネルギー法（平成27年11月5日以前）に契約申込み等をされた応募者（※1）に適用される。新費用負担ルールは、平成27年11月5日以後に契約申込み等をされた応募者に適用される。なお、旧費用負担ルールに適用される応募者は、旧費用負担ルールに基づいて工事費負担金算定を行う。新費用負担ルールに適用される応募者は、新費用負担ルールに基づいて工事費負担金算定を行う。なお、旧費用負担ルールに適用される応募者は、旧費用負担ルールに基づいて工事費負担金算定を行う。新費用負担ルールに適用される応募者は、新費用負担ルールに基づいて工事費負担金算定を行う。

設備認定写し

〔費用負担ガイドライン公表前（平成27年11月5日以前）に契約申込み等をされた応募者（※1）〕

6. 旧費用負担ルールにおける
工事費負担金算定の希望
(希望される方は□に✓印を
記入してください)



新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金
算定を希望

〔留意事項〕

- 『新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定を希望』
の場合は当該項目をチェック
- 契約申込みを提出済みの事業者さまも必ず応募申込み手続きが必要

② 検討料

216,000円（税込）

- ・ 当社からの請求書を受領後、金融機関窓口にて応募締切日までに振込（なお、接続検討申込済みで回答未受領（未回答）の応募者については、検討料は不要。
ただし、電源接続案件募集プロセスにおいて接続検討を行うことから、申込済みの接続検討に対し、個別に回答はしない）

[留意事項]

以下の場合、原則として、応募は無効

- ・ 応募締切りまでに応募申込書類の補正がなされない場合
- ・ 応募締切りまでに検討料が振込されない場合

③ 提出方法

応募書類を持参または郵送（簡易書留等、記録が残るもの）にて提出
（応募申込書を受領後、当社から受付番号を記載した写しを返送）

④ 提出場所（6. 書類提出先・お問い合わせ 参照）

- 売電先が東京電力の場合

東京電力(株) 山梨総支社 お客様サービス第二グループ
大月支社 お客様サービスグループ

- 売電先が東電以外または未定の場合

東京電力(株) ネットワークサービスセンター

⑤ 応募期間

平成28年1月25日（月）～平成28年2月26日（金）

※ 持参の場合の受付時間は、平日9時～12時 および 13時～16時

※ 郵送の場合は、平成28年2月22日（月）までの消印有効

2. 接続検討の実施（平成28年3月4日頃～平成28年6月上旬頃）

- 応募受付締切後、全応募者を対象に当社にて接続検討を実施。
- 検討期間は3ヶ月

3. 接続検討結果の回答（平成28年6月上旬頃）

- 対象募集エリア、応募受付件数、応募容量、工事費負担金を回答
- 工事費負担金は、以下の合計額を回答

- a. 募集対象工事
- b. アクセス線（電源線）工事
- c. 変電所・バンク逆潮流対策工事
- d. その他供給設備工事

各負担金の対象設備は
後述する P.31, 32 を
ご参照ください。

※上記 b, d は、発電設備が単独で連系する場合の工事費負担金と、他の応募者と供給設備を共用する場合の工事費負担金をご回答します。
※上記 c は、すべての応募者が連系することを前提としてご回答します。

4. 具体的な手続き

22

4. 共同負担申込みの手続（平成28年6月下旬頃）

① 提出書類

- 『共同負担申込書(電源接続案件募集プロセス様式2)』

[留意事項]

- 押捺の印鑑は、『応募申込書』と同一

旧費用負担ルール適用希望者のみ

- 『申込み済みの契約申込みと旧費用負担ルールの適用を希望』の場合は当該項目をチェック

〔費用負担ガイドライン公表前（平成27年11月5日以前）に契約申込み等をされた応募者（※1）〕

5. 契約申込み等の維持の希望
(希望される方は□に✓印を記入してください)

☒ 申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望
(※2)

様式2

共同負担申込書	
平成 年 月 日	
東京電力株式会社 御中	
住所 会社名 代表者氏名	
印	
【留意事項】本申込書は、山形県東田川郡大森町における電源接続案件募集プロセスに關し、平成28年●月●日付接続検討の回答書記載の工事費負担金を共同負担することを前機に系統連系を希望します。	
1. 応募申込時の受付番号	
2. 申込保証金額	円
3. 申込保証金返還時の口座	
銀行名	
支店名	
預金科目	普通・当座
口座番号	
(ワザガ)	
口座名義人の氏名	
4. 連絡先 担当者名	
住所	
電話	
FAX	
E-mail	
〔費用負担ガイドライン公表前（平成27年11月5日以前）に契約申込み等をされた応募者（※1）〕	
契約申込み等の維持の希望 (希望される方は□に✓印を記入してください)	
☒ 申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望 (※2)	☐ 申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望 (※2)
(※1) 当該項目は、費用負担ガイドライン公表前に契約申込み（同時申込みおよび平成24、25年度におけるF1T法に係る告示に規定する接続申込みを含む）をされた系統連系希望者のみ対象となります。	
(※2) 既に提出している契約申込み等の維持及び旧費用負担ルールの適用を希望されない場合は、既に提出している契約申込み（同時申込み及びF1T法に係る告示に規定する接続申込みを含む）は取り下げたものとみなし、新たに契約申込みを提出いただくことで新費用負担ルールが適用されます。	

② 提出場所

接続検討回答時に連絡

③ 受付期間

接続検討回答時に連絡（平成28年6月頃予定）

④ 提出方法

応募書類を持参または郵送(簡易書留等、記録が残るもの)にて提出
(応募申込書を受領後、当社から受付番号を記載した写しを返送)

4. 具体的な手続き

⑤ 申込保証金

a. 新費用負担ルール適用者

20万円 + 消費税等相当額（216,000円）

b. 旧費用負担ルール適用者

以下のいずれか高い方

①旧費用負担ルール適用者負担金単価 [円/kW]

×最大受電電力 [kW] × 5% + 消費税等相当額

② 20万円 + 消費税等相当額（216,000円）

（1）振込み方法と期限

接続検討回答時に連絡（平成28年6月頃予定）

（2）申込保証金の取扱い

（a）優先系統連系希望者の申込保証金

○ 募集プロセスが成立した場合

- ・当該事業者が負担する工事費負担金に充当

○ 募集プロセスが不成立であった場合

- ・募集プロセス完了後、返金

（b）非優先系統連系希望者の申込保証金

- 募集プロセスの完了後、返金

- 上記（a）（b）にかかわらず、申込者が募集プロセスを辞退した場合、申込保証金を没収（ただし以下の場合を除く）
 - ・再接続検討回答における工事費負担金が、接続検討回答における工事費負担金を超過することを理由に辞退した場合
 - ・天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって募集プロセスを辞退せざるを得なくなった場合

（3）申込者から没収した申込保証金の取扱い

（a）募集プロセスが成立した場合
募集対象工事費に充当

（b）募集プロセスが不成立となった場合
募集プロセスの完了後、共同負担申込書に記載の口座に返金

[留意事項]

以下の場合、原則として、申込は無効

- ・振込期限までに振込みがない場合
- ・申込保証金が不足の場合

5. 優先系統連系希望者の決定（平成28年7月上旬頃）

- 共同負担申込容量が募集容量以内の場合、すべての申込者を優先系統連系希望者に決定
- 共同負担申込容量が募集容量を超過する場合、抽選により優先系統連系希望者を決定
- 抽選は、電力広域的運営推進機関の立会いのもと、当社のネットワークサービスセンターにて、公正に実施します。

[留意事項]

発電場所が重複する場合、その状況をお知らせしますので各事業者さま間で調整を行って下さい。調整がつかない場合、募集プロセスを辞退したものとして取り扱います。当社は調整に関する仲介、あっせんを行いません。発生した損害の補償も行いません。

4. 具体的な手続き

6. 再接続検討の実施(平成28年7月上旬頃～平成28年9月上旬頃)

- 優先系統連系希望者を対象に再度接続検討を実施

- 工事費負担金は、以下の合計額を回答

- a. 募集対象工事
- b. アクセス線（電源線）工事
- c. 変電所・バンク逆潮流対策工事
- d. その他供給設備工事

各負担金の対象設備は
後述する P.31, 32を
ご参照ください。

7. 再接続検討結果の回答(平成28年9月上旬頃)

- 再度接続検討結果を優先系統連系希望者に回答

4. 具体的な手続き

8. 共同負担意思確認書の提出(平成28年9月中旬頃から10月下旬頃)

- 再接続検討回答書の発送日から15営業日以内に共同負担意思確認書を提出
- 連系を希望する場合は、様式3-1を提出
連系を希望しない(辞退する)場合は、様式3-2を提出

共同負担意思確認書

平成 年 月 日

東京電力株式会社 御中

住所
会社名
代表者氏名

印

当社は、貴社が生産する「新橋島田線エリアにおける電線設備更新案件(プロセス)」に關し、平成28年9月10日付の「再接続検討回答書」を提出いたしました。貴社が、本案件の共同負担金を共同負担する意思があることを表明いたします。

1. 応募申込時の受付番号

2. 連絡先 担当者氏名
住所
電話番号

連系希望する⇒様式3-1

共同負担意思確認書

平成 年 月 日

東京電力株式会社 御中

住所
会社名
代表者氏名

印

当社は、貴社が生産する「新橋島田線エリアにおける電線設備更新案件(プロセス)」に關し、以下の理由により、平成28年9月10日付の「再接続検討回答書」を提出いたしました。貴社が、本案件の共同負担金を共同負担する意思があることを表明いたします。

なお、当社は、電線設備更新案件(プロセス)において「当社が行ったすべての費用(設備更新の費用、材料費、労務費等)を当社が負担する」という旨の「共同負担金」を請求いたします。貴社が、本案件の共同負担金を共同負担する意思があることを表明いたします。

3. 事業負担金を負担しない理由

連系を希望しない⇒様式3-2

必ずどちらかの様式の提出が必要となります。

[留意事項]

- ・ 期限内に共同負担意思確認書の提出がなかった場合、本募集プロセスを辞退したものと取り扱い、申込保証金を没収、行ったすべての行為は無効
- ・ すべての優先系統連系希望者から、様式3-1が提出された時点で工事費負担金が確定。

■ 連系を希望する方は、工事費負担金の確定日から10営業日以内に当社が定める工事費負担金補償契約を締結

- | | |
|---|--|
| 平成 年 月 日 | |
| 辞 書 | |
| 東京電力株式会社 御中 | |
| 佐 野
須 本
代表者 氏 | |
| 印 | |
| <p>当社は、都合により、貴社がご提供する「東京電力株式会社から2023年度電源開発費（プロセス）」を決定いたしました。</p> <p>なお、当社は、ご提供いただいた東京電力株式会社から2023年度ご提供いただいた「電源開発費（プロセス）」を決定し、1月1日（注）から12月31日（注）までの期間を以て、お振込みいたします。（※「仮払金」を決定し、お振込みいたします。）</p> <p>なお決定した「東京電力株式会社から2023年度ご提供いただいた「電源開発費（プロセス）」を決定し、1月1日（注）から12月31日（注）までの期間を以て、お振込みいたします。（※「仮払金」を決定し、お振込みいたします。）</p> <p>なお決定した「東京電力株式会社から2023年度ご提供いただいた「電源開発費（プロセス）」を決定し、1月1日（注）から12月31日（注）までの期間を以て、お振込みいたします。（※「仮払金」を決定し、お振込みいたします。）</p> | |
| 記 | |
| 1. 必要最低支払回数 | |
| 2. 連絡先 氏名 住所 電話番号 FAX E-mail | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <h1>様式4</h1> </div> | |

- 期限内に工事費負担金補償契約が締結できない場合、本募集プロセスを辞退した
ものとして取り扱い、申込保証金を没収、行ったすべての行為は無効
- 一部または全部の方と工事費負担金補償契約を締結できない場合、確定した工事
費負担金を無効とし、再度、工事費負担金を再算定
- 募集プロセス成立以降に、辞退等した場合、または契約申込み（電力受給契約申
込もしくは接続供給契約申込等）を取下げた場合は、工事費負担金補償金を申受け
ます。

10. 募集プロセスの完了(平成28年10月下旬頃)

- すべての優先系統連系希望者と工事費負担金補償契約の締結ができた時点で本募集プロセスは成立し、完了
- 募集プロセス成立時点で、非優先系統連系希望者が行ったすべての行為は無効

11. 募集プロセス結果の公表(平成28年10月下旬頃)

- 募集プロセス完了後、以下を公表
 - a. 電源接続案件募集プロセスの成否
 - b. 応募件数・応募容量
 - c. 共同負担申込件数・申込容量
 - d. 優先系統連系希望者の件数・連系容量
 - e. 没収された申込保証金の件数・総額等

12. 契約申込み(平成28年10月下旬以降)

- 再接続検討の回答を反映した契約申込書を提出
- 契約申込後、工事費負担金、接続契約（電力受給契約もしくは接続供給契約等）、その他の必要となる契約を当社と締結

[留意事項]

- 当社からの連系承諾後、当社が指定する期日までに工事費負担金契約が当社と締結できない場合には、当社と締結した接続契約、その他の必要となる契約は解除。
この場合、工事費負担金補償金等を申し受け、行ったすべての行為は無効。

5. 工事費負担金について

1. 工事費負担金の算定方法

工事費負担金は、以下の工事費の合計額

a. 募集対象工事

- 新費用負担ルール適用者

0 [円]

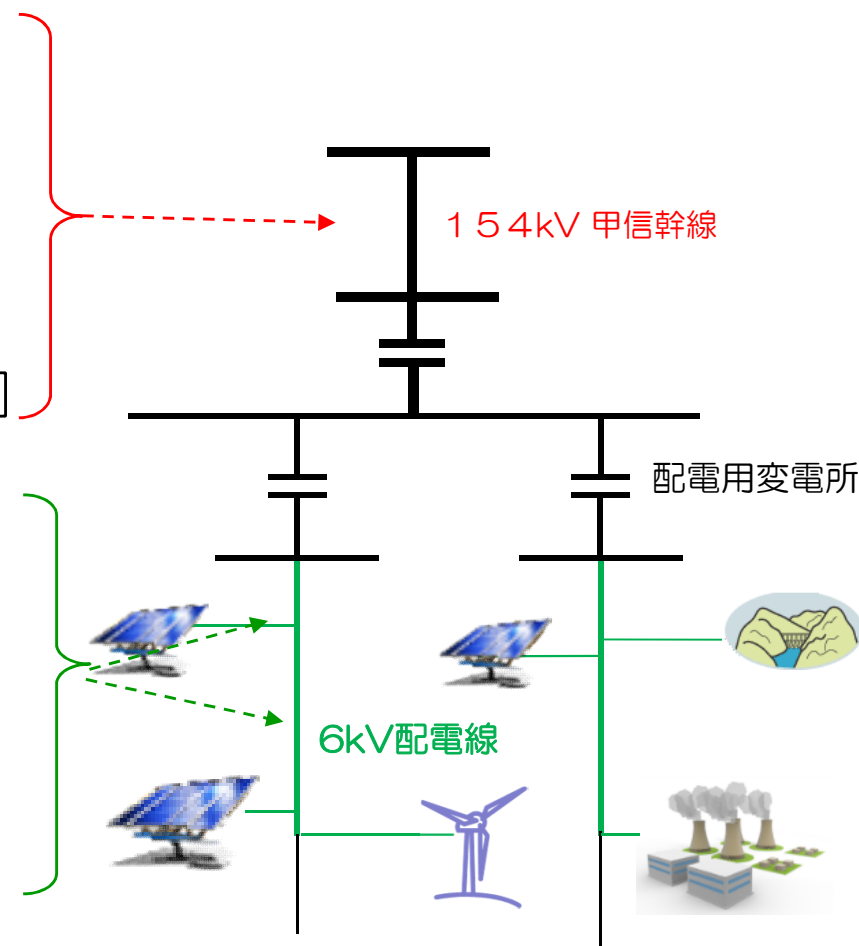
- 旧費用負担ルール適用者

旧費用負担ルール適用者負担金単価[円／kW]
× 最大受電電力[kW]

b. アクセス線（電源線）工事

電源線の新設工事費用または既設設備の対策工事費用

- 新設、既設いずれも、共有部分の工事費は最大受電電力比で按分



5. 工事費負担金について

c. 変電所・バンク逆潮流対策工事

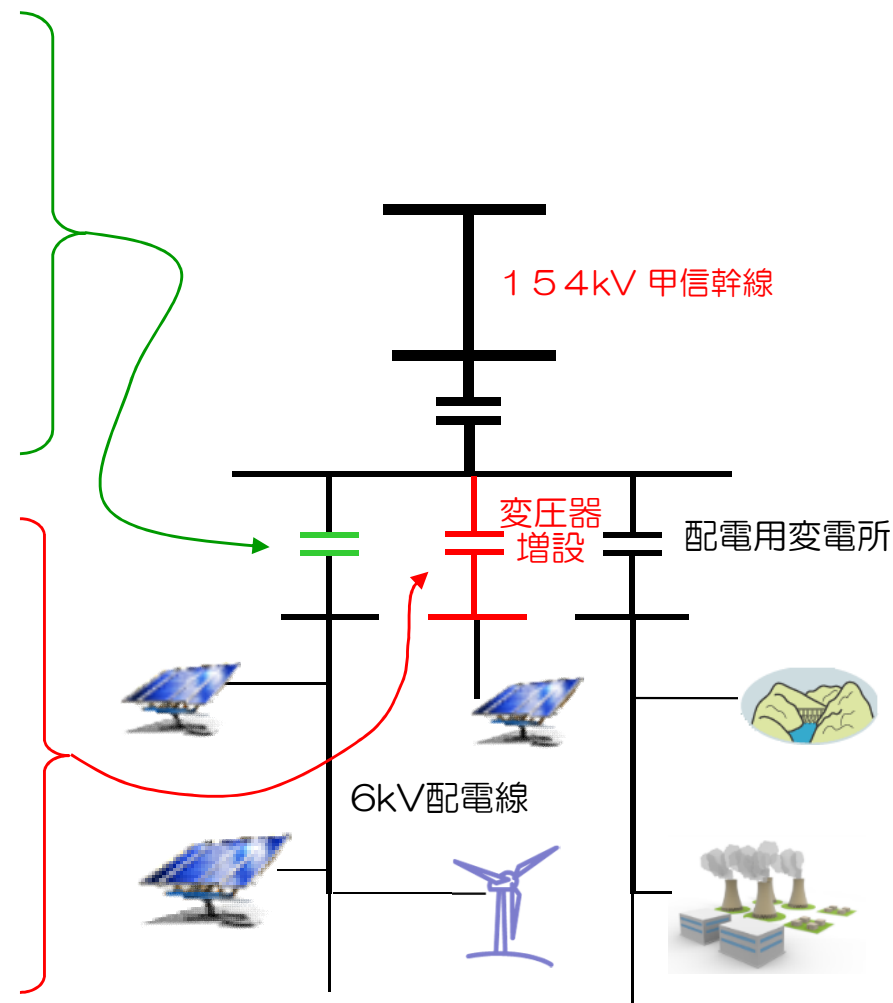
変電所・バンク逆潮流対策工事費用

- ・対策が必要な場合、工事費を負担
(1,900円/kW[税抜き]×最大受電電力)

d. その他供給設備工事

配電用変電所増強など、連系に伴い必要となる供給設備の工事費負担金

- ・複数で共有する場合は、共有部分の工事費は最大受電電力比で按分



2. 工事落成後の精算

- 工事落成後は、確定工事費と負担金との過不足額を精算。金額は、対象契約者ごとに最大受電電力の比で按分。

3. 募集完了後の新規発電設備連系時の精算

- 設備の使用開始後3年以内に当該の設備を利用する事業者新規利用者があった場合は新規利用者から工事費負担金を申し受け、託送供給等約款に準じ各契約者に精算。
- 精算は、原則として工事落成後以降、年度毎に1回実施。

6. 書類提出先・お問い合わせ

1. 応募申込書・接続検討申込書提出先

a. 売電先が東京電力の場合

- ・ 山梨総支社 お客様サービス第二グループ
〒400-0851 山梨県甲府市住吉5-15-1
- ・ 大月支社 お客様サービスグループ
〒401-0012 山梨県大月市御太刀2-2-14

b. 売電先が東京電力以外または未定の場合

ネットワークサービスセンター

系統連系グループ（特別高圧）、配電系統連系グループ（高圧）

〒116-0016 東京都江東区東陽4-11-38 USCビル1F

2. 共同負担申込書提出先

- 接続検討回答時に、別途お知らせいたします。

3. 問合せ（窓口）

- 電源接続案件募集プロセスに関するご質問は当社ホームページの以下お問い合わせフォームより承っております。
- お問い合わせフォーム

<http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/provide/engineering/wsc/nyusatu-j.html>

7. その他留意事項

○提出済みの契約申込み等の取扱い

- ・募集プロセスに応募した場合、原則、既申込み内容（契約申込みおよびF I T法に係る告示に規定する接続申込み）は取下げ扱い（無効）とし、新費用負担ルールを適用。
- ・ただし、費用負担ガイドライン公表前に契約申込み等をした応募者の場合は、共同負担申込書において「申込み済みの契約申込み等の維持 及び 旧費用負担ルールの適用を希望」を選択すれば、契約申込み等を維持することが可能(旧費用負担ルールを適用)。
また、応募申込書において、「新費用負担ルールに加えて旧費用負担ルールにおける工事費負担金算定を希望」を選択すれば、新・旧両ルールにおける工事費負担金算定額を回答。

○新費用負担ルールにおける一般負担の限界について

- ・新費用負担ルールにおける一般負担額が上限額を超過する場合、超過分は特定負担。
- ・一般負担の上限額は、広域機関で検討中のため、接続検討回答時に通知。

○失効条件付きで設備認定を受けている場合の注意事項について

- ・募集プロセス完了は平成28年10月頃の見込み。
（応募の状況等により変更の可能性あり）
- ・平成26年度以降に失効条件付きで設備認定を受けている場合は、募集プロセス期間中に失効する可能性あり。

以上

8. よくある質問【電源接続案件募集プロセスにおけるQA】

36

Q1：応募申込書等および記入例は掲載されているのか。

A1：応募申込書に関しては、当社ホームページに掲載しております。また、その他様式等も別途掲載予定です。

【掲載URL】

<http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/provide/engineering/wsc/nyusatu-j.html>

Q2：応募申込書等の「受給開始希望日または接続供給開始希望日」はどのように記載すればよいか。

A2：対象エリアの募集プロセス対象工事完了時期等を踏まえ、現時点での受給開始希望日または接続供給開始希望日をご記載ください。

なお、募集対象工事完了までお時間をいただいてしまうこともあり、現時点で希望日が未定の場合には、空欄でご提出いただいても構いません。

Q3：今回の募集プロセスに参加する際に、一度接続検討をしてもらい、回答を受領しているため、共同負担申込みから参加すればよいのか。

A3：接続検討回答を受領している事業者さま、接続検討申込み済みで回答未受領の事業者さまにおかれましても、募集プロセスに参加をご希望される全ての事業者さまが、応募申込みの締切期限までに必ず「応募申込み」をしていただく必要があります。

応募申込みをしていない事業者さまは、本募集プロセスに参加できませんのでご注意ください。

Q4：募集プロセス中に、名義変更することは可能か？

A4：契約申込み等の名義変更につきましては、原則、応募申込み前にお手続きいただきますようお願いいたします。

なお、設備認定の変更手続きも必要となりますので、経済産業局にご確認下さい。

【手続き書類の掲載URL】

<http://www.tepco.co.jp/e-rates/corporate/shin-ene/entry-j.html>

Q5：提出済み契約申込書（平成27年11月5日以前に提出）を維持したまま、新費用負担ルールを適用することは可能か。

A5：適用できません。

新費用負担ルールの適用条件は、平成27年11月6日以降の契約申込みとなることから、新たに契約申込書を提出いただく（提出済み契約書を取り下げする）必要があります。

なお、新たに契約申込書を提出いただくことにより、確保している平成27年度までのFIT調達価格は変更となりますのでご注意ください。

Q6：低圧敷地分割の案件で、各区画の名義がそれぞれ違う場合は、それぞれの全員が申し込む必要があるのか。その場合、検討料はどうなるのか。

A6：低圧敷地分割案件で事業者名が異なる場合は、代表の方1名での申込みとなります。なお、検討料は1申込み分の216,000円（税込み）となります。

Q7：接続検討料を応募締切日までに支払えない場合、応募申込みは無効となるか。

A7：接続検討料を、応募締切日までのお支払いいただけない場合、原則として応募申込みは無効となります。

ただし、応募期間終了間近に応募申込みされる場合等もありますので、その場合には具体的なお支払期日は当社より発送の請求書に記載しますので、当該期日までにお支払いいただきますようお願いいたします。

Q8：応募申込以降、最大受電電力の変更は可能か。

A8：原則、最大受電電力の変更はできません。

最大受電電力が変更された場合、接続検討をやり直す虞があり、対策工事内容、工事費、工期等が変更となる可能性があること、ならびに募集プロセス完了が遅延する可能性があることから、最大受電電力の変更はできません。

応募申込み時に、現時点で計画している最新の最大受電電力を記載して下さい。

Q9：連系時期はいつ頃か。

A9：募集対象工事完了後、アクセス線（電源線工事）、その他供給設備工事完了日以降となります。なお、現時点では詳細な連系時期はお答えできませんが、接続検討回答時にお知らせいたします。

Q10：工事費負担金の支払い期間が明確であれば教えて欲しい。

A10：原則として、工事費負担金契約締結後1ヶ月程度の期間を設けております。
なお、工事費負担金契約締結は募集プロセス完了以降となります。

【 国が定める固定価格買取制度 】

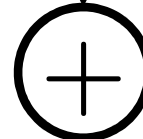
【 事業者さま ⇄ 経済産業局 】

設備認定

【固定価格買取制度により判定】

【 事業者さま ⇄ 東京電力 】

契約申込 → 契約締結



F I T 調達価格

【平成24～26年度】

- 設備認定と契約申込（告示の申込、同時申込含む）のいずれか遅い方が行われた時点の調達価格を適用

【平成27年度】

- 設備認定と契約締結のいずれか遅い方が行われた時点の調達価格を適用
- ただし、電力会社側の理由で接続契約締結に至っていない場合、設備認定と契約申込（同時申込含む）のいずれか遅い方の翌日から270日後の調達価格を適用

(1) 募集における新・旧費用負担ルールの適用

(2) 応募状況に応じた募集対象工事の見直しを予定

募集容量に比べ、応募容量が著しく下回った場合等は、必要により、募集対象工事を見直す。（増強規模の縮小など）

(3) 申込保証金の導入

事業者さま都合の辞退による募集プロセス遅延を抑制するため、共同負担申込時に申込保証金を申し受け、共同負担申込以降の辞退者さまから没収する。

- 新費用負担ルール適用者

申込保証金：20万円 + 消費税等相当額

- 旧費用負担ルール適用者

申込保証金：20万円 + 消費税等相当額 または
募集対象工事の負担金額の5% + 消費税等相当額
のいずれか高い方の金額